

令和6年2月13日

報道機関各位

県民生活文化課

令和5年度青森県自転車安全利用推進標語入賞作品及び
啓発用クリアファイル・チラシについて

県では、自転車を利用する機会が多い高校生を対象に、自転車利用時の交通ルールの遵守・マナーの実践や自転車賠償責任保険等への加入促進、ヘルメットの着用をテーマとした標語を募集しました。その結果、県内から213点の応募があり、別紙のとおり入賞作品を決定したので、お知らせします。また、最優秀作品1点及び優秀作品2点は、自転車の安全な利用を啓発するためのクリアファイルと保護者向けのチラシに掲載し、下記のとおり配布することとしています。

各位におかれても、自転車安全利用の普及促進に御理解・御協力をお願いします。

なお、入賞者への賞状の伝達は各校において実施していただくよう依頼していますので、申し添えます。

記

- 1 標語募集期間 令和5年8月～10月
- 2 入賞作品 別紙のとおり
- 3 啓発用品配布先
 - (1) クリアファイル
県内の全高校生
 - (2) チラシ
 - 中学校 1年及び2年の保護者：年度内に配布
令和6年度新1年生の保護者：新年度に配布
 - 高等学校 全学年の保護者：年度内に配布
令和6年度新1年生の保護者：入学説明会時に配布

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	環境生活部 県民生活文化課 交通・地域安全グループ 副参事 樋口 敬志	
電話 番号	内線	6417
	直通	017-734-9232
報道監	次長 山舘 清章	

(別紙)

令和5年度青森県自転車安全利用推進標語入賞作品

1 最優秀作品 1点

学校名	学年	氏名	作品
八戸聖ウルスラ学院高等学校	2年	岡山 風沙	守って安全 ルールとマナーとヘルメット

2 優秀作品 2点

学校名	学年	氏名	作品
青森県立青森工業高等学校	2年	川越 翔和	気をつけて スマホを見ずに 前を見ろ
青森明の星高等学校	2年	秋田谷緒莉	ライトオン! そのひと手間が 守る未来

3 入選 20点

学校名	学年	氏名	作品
青森県立青森西高等学校	1年	工藤 来良	空気圧 ブレーキ・ライト 反射板 こまめな 点検 怠らず メット被って さあ出発!
青森県立青森西高等学校	2年	加藤 佑哉 ※「藤」は異体字	だめだよと言えるあなたに金メダル ルール 守って自転車通学
青森県立青森工業高等学校	1年	松澤 愛実	ダサイよなあ その考えが 命取り
青森県立青森工業高等学校	1年	相内 颯太	ながらスマホ 事故った自分が 負う責任
青森県立青森工業高等学校	1年	工藤 匠真	僕らから 進んで命のヘルメット
青森県立青森工業高等学校	2年	野坂 翔和	暗闇で 命助ける 反射材 車からも助かる 光
青森県立青森工業高等学校	2年	米沼 樹人	ヘルメット かぶって守ろう 自分の命
青森明の星高等学校	2年	船橋 涼斗	
青森県立青森工業高等学校	3年	福浦 新士	付けてます 命のお守り ヘルメット
青森県立青森工業高等学校	3年	山口 颯斗	自転車は 格好良さより 安全さ
青森県立八戸高等学校	1年	佐々木悠真	ヘルメット 出掛ける時の お守りに
青森県立三本木高等学校	2年	前原 壘斗	暗い夜 未来を照らす 前照灯
青森県立三沢高等学校	2年	山田 明依	ノーヘル 命へると 君にすかへる(教える)
青森明の星高等学校	2年	田嶋 花帆	街の音 聴いて通学 晴れやかに
青森明の星高等学校	2年	関田 慈音	反射材 小さなものでも 大きな影響
弘前学院聖愛高等学校	1年	原田 璃乙	かぶるだけ 頭を守り 救える命
弘前学院聖愛高等学校	1年	佐々木慧真	みぎひだり ヘルメットよし マナーよし
弘前学院聖愛高等学校	1年	對馬 昴琉	点検と ヘルメットして 安全に
弘前学院聖愛高等学校	1年	平井 悠雅	ヘルメット 命を守る 必需品
弘前東高等学校	2年	工藤 暁斗	左側 チャリも車も 同じです



令和5年度



青森県

自転車安全利用推進標語



守って安全

ルールとマナーとヘルメット



- ライトオン! そのひと手間が 守る未来
- 気をつけてスマホを見ずに 前を見る

安全1

交通ルールと
マナーを
守りましょう

安全2

ヘルメットを
着用しましょう

安全3

自転車保険に
加入しましょう

安全4

点検・整備
をしましょう

自転車に乗る時は自転車保険に加入し ヘルメットを着用しましょう

警察庁によると、令和4年までの5年間に自転車乗用中の交通事故で亡くなった方のうち、**約6割が頭部に致命傷**を負っています。

また、死傷者数に占める死者の割合は、ヘルメットを着用していた方に比べて着用していなかった方は**約2.1倍**高くなっており、交通事故の被害を軽減するためには、**頭部を守ることがとても重要です。**

自転車に乗るときはヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。

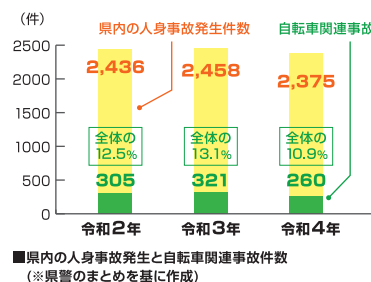
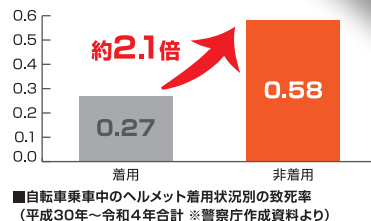
自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、**「車のなかま」**です。

法律違反をして事故を起こすと、

自転車利用者は**刑事上の責任**が問われます。

また相手にケガを負わせた場合、**民事上の損害賠償責任**も発生します。

万が一の加害事故に備えて、自転車保険等に加入しましょう。



加害事故例 1 小学生(11歳)

小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。賠償額9,521万円。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

加害事故例 2 高校生

高校生が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。賠償額9,330万円。(高松高等裁判所、令和2(2020)年7月22日判決)



自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない……。

そんな軽はずみな気持ちで、死傷者を出す重大な事故につながります。



保護者のみなさまへ

- 青森県では、令和3年3月に施行した「青森県自転車の安全な利用等の促進に関する条例」により、自転車利用中の交通事故により他人にケガをさせてしまった場合に損害を賠償できる保険等への加入が努力義務となっています。
- また、令和5年4月施行の改正道路交通法により、自転車を利用する際には全ての年齢層でヘルメットの着用が努力義務化されました。
- 自転車を利用する機会が多い中・高校生などの保護者の方は、ご家庭でもヘルメットの着用を含む交通ルールやマナーについて話し合うとともに、万が一の加害事故に備えて、自転車保険への加入をご確認ください。

令和5年度

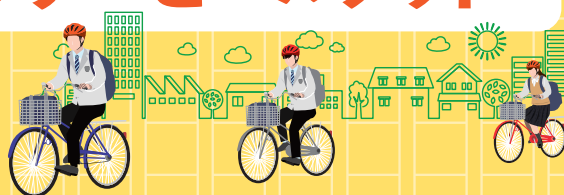
青森県自転車安全利用推進標語



最優秀賞 守って安全ルールとマナーとヘルメット

優秀賞

- ライトオン! そのひと手間が 守る未来
- 気をつけてスマホを見ずに 前を見る



守ろう!

自転車安全利用五則

1



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

2



交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3



夜間はライトを点灯 ライトの定期的な点検をしよう!

4



飲酒運転は禁止

5



ヘルメットを着用

令和5年4月に着用が努力義務となった自転車用のヘルメットについて、警察庁が都道府県ごとの着用率を調査したところ、**青森県は全国で2番目に低い2.5%**でした。

交通事故の被害を軽減するためには、**頭部を守ることが重要**です。安全基準を満たす自転車用ヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう!



ヘルメットを選ぶ際のポイント!

- 緩過ぎないか、痛いところや窮屈に感じる部分がないか。
- 帽子をかぶる感覚で自然にかぶれているか。
- しっかりと頭頂部までかぶれているか。
- アジャスターを締めたらさらにフィットがよくなる。

していませんか?こんな運転



歩行者にけがをさせるだけでなく、自分自身も事故に遭う危険性が高まります。安全な運転を心がけましょう。

乗車のたびに 自転車の日常点検 をすることが推奨されています。

自分の安全は自分で守るために、自転車乗車の前に必ず点検しましょう。

タイヤに空気は入っていますか?

ブレーキは効きますか?



青森県環境生活部県民生活文化課